

別 表

事業名	細事業名	事業内容	要件
1 森林・林業普及啓発・就職支援事業	(1)普及啓発等事業	農林水産支援センターが、森林・林業の重要性の普及活動を行うとともに、就業・就職フェアの開催、無料職業紹介による林業への就職活動を支援する。	支援センターが実施する。
	(2)みえチェーンソー技術競技大会助成事業	県内の各認定林業事業体で活躍する林業現場従事者の作業技術、労働安全の向上及び従業者の交流を図ることにより、林業従事者の意欲と定着の向上を促進することを目的に開催する「みえチェーンソー技術競技大会」の経費を助成する。	ア みえチェーンソー技術競技大会の経費を助成する。 イ 助成額は、理事長が別に定める。
2 雇用安定確保事業	(1)就業者定着奨励金助成事業	認定林業事業体が、新たに雇い入れた林業従事者（林業就業経験3年以下の者に限る。以下「新規参入者」という。）に支給する定着奨励金の一部を助成する。	ア 林業事業体は、助成対象とする林業従事者と雇用契約を締結し、就業規則、賃金台帳及び出勤簿等を整備するとともに、助成対象とする者を被共済者とする勤労者退職金共済機構等の退職金制度に加入、契約していること。 イ 助成対象とする林業従事者は、将来とも林業に継続して従事すると見込まれ年間の就労日数が180日（参入1年目の者の基準就労日数は理事長が別に定める。）以上の者であること。 ウ 助成対象とする林業従事者は、就業時50歳未満の者であって、助成期間は新規参入者が就業した年から3年間（10月1日以降の新規就業者は、翌年度から3年間。）とする。 エ 助成額は、理事長が別に定める。
	(2)住宅確保促進事業	認定林業事業体が、新規参入者に支給する賃貸住宅の家賃(住宅手当)又は林業事業体が家主に新規参入者の住宅の賃貸料等を支払うのに必要な経費の一部を助成する。	ア (1)就業者定着奨励金交付助成事業の要件ア、イ、ウと同じ。 イ 「緑の雇用」現場技能者育成推進事業のフォレストワーカー研修生(1年目)は助成対象としない。 ウ 助成額は、理事長が別に定める。
	(3)林業技能向上支援事業	認定林業事業体が、林業従事者を林業技術等の向上のための研修に参加させるのに要する経費の一部を助成する。	ア (1)就業者定着奨励金交付助成事業の要件ア、イと同じ。 イ 助成対象となる林業事業体は、助成対象となる林業従事者の雇用保険、健康保険、年金に加入していること。 ウ 助成対象とする者を被用者とする労働災害総合保険制度（労働災害上乗せ、法定外補償制度）に加入、契約していること。 エ 助成対象とする林業従事者は、有給休暇を年間3日（参入1年目の者の日数は理事長が別に定める。）以上取得していること。 オ 助成対象とする研修、助成額は理事長が別に定める。
3 福利厚生充実事業	(1)林業従事者就労条件整備事業	認定林業事業体が、林業従事者の就労条件の整備、充実に要する経費の一部を助成する。	ア 雇用安定確保事業の(1)就業者定着奨励金助成事業の要件ア、イ及び(3)林業技能向上支援事業の要件イ、ウ、エと同じ。 イ 「緑の雇用」現場技能者育成推進事業のフォレストワーカー研修生(1年目から3年目)は助成対象としない。 ウ 助成額は、理事長が別に定める。
4 労働安全衛生確保事業	(1)労働安全衛生用具等整備事業 ①安全衛生用具整備事業	認定林業事業体が、作業員の安全衛生用具の整備に要する経費の一部を助成する。	ア 雇用安定確保事業の(1)就業者定着奨励金助成事業の要件ア、イ及び(3)林業技能向上支援事業の要件イ、ウ、エと同じ。 イ 「緑の雇用」現場技能者育成推進事業のフォレストワーカー研修生(1年目)は助成対象としない。 ウ 助成額は、理事長が別に定める。
	②蜂災害防止対策事業	蜂災害防止の処方箋料及び薬剤購入に要する経費の一部を助成する。	ア 雇用安定確保事業の(1)就業者定着奨励金交付助成事業の要件ア、イ及び(3)林業技能向上支援事業の要件イ、ウ、エと同じ。 イ 助成額は、理事長が別に定める。
	(2)林業機械化促進事業 ①高性能林業機械等導入事業	認定林業事業体が、高性能林業機械等を新たに導入するのに要する経費の一部を助成する。	ア 助成対象事業費は、林業事業体が高性能林業機械等を新たに購入し、支払を終えた額とする。 ただし、助成年度の翌年度及び高性能機械等リース・レンタル支援事業と重複の助成は行わない。 イ 助成対象機種及び助成額は理事長が別に定める。
	②高性能林業機械等リース・レンタル支援事業	認定林業事業体が、民間のリース会社等から高性能林業機械等を借り受けるのに要する経費の一部を助成する。	ア 助成対象事業費は、リース又はレンタル料の支払を終えた額とする。 イ 同一機械への助成は3年間までとし、高性能林業機械等導入事業の助成と重複の助成は行わない。 ウ 助成対象機種及び助成額は理事長が別に定める。
	③人員輸送車リース支援事業	認定林業事業体が、民間のリース会社から人員輸送車を借り受けるのに要する経費の一部を助成する。	ア 助成対象事業費は、林業事業体が人員輸送車を新たに導入したリース料の支払を終えた額とする。 イ 同一輸送車への助成は5年間までとする。 ウ 助成額は理事長が別に定める。
(3)森林作業道作設支援事業	認定林業事業体が、快適な労働現場を創出することに資する森林作業道を作設するのに要する経費の一部を助成する。	ア 助成対象事業費は、森林作業道の作設に要した経費とする。 イ 助成対象とする森林作業道及び助成額は理事長が別に定める。	
5 林業就業者育成研修事業	(1)林業安全衛生教育等支援事業	認定林業事業体が、教育機関等の開催する労働安全教育等に林業従事者を参加させるのに要する経費の一部を助成する。	ア 雇用安定確保事業の(1)就業者定着奨励金交付助成事業の要件ア、イ及び(3)林業技能向上支援事業の要件イ、ウ、エと同じ。 イ 助成対象とする教育等及び助成額は理事長が別に定める。
6 林業担い手育成確保対策事業	(1)林業技能土育成研修事業	農林水産支援センターが、基幹的林業従事者のための技能・知識の研修等の実施やフォレストワーカー等の登録申請事務を行う。	支援センターが実施する。